

まちづくり協議会 規約の整備

部会の設置や会計処理などを盛り込んだ、まちづくり協議会の例を示します。この規約（例）を参考に、地区の実情に応じて他の役職等を盛り込むなど、規約の整備をしてください。

規約（例）にある、構成団体に関する第4条、部会（委員会、連絡会など）の設置に関する第9条、会計手続きに関する第24条から第27条まで、情報の公開に関する第29条については、その趣旨を必ず規約の中に盛り込んでください。

〇〇地区まちづくり協議会規約（例）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、〇〇地区まちづくり協議会と称し、事務局を〇〇まちづくりセンターに置く。

（目的）

第2条 本会は、地区住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、地区共通の課題の解決に努め、各種地区団体と密接な連携を図りながら、ふれあいのある心豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）地区の課題の把握や情報の発信
- （2）地区の課題解決に向けての協議及び事業の実施
- （3）地区別行動計画の策定及びそれに基づく事業の実施
- （ ）・・・・・・・・・・
- （ ）・・・・・・・・・・
- （ ）その他組織の目的達成のために必要な活動

（構成）

第4条 本会は、次に掲げる団体等で構成する。（以下の団体等は例示です。）

- （1）町内会連合会（区長会）

- (2) 生涯学習推進会
- (3) 福祉推進会
- (4) 交通安全協会富士地区支部〇〇分会
- (5) 民生委員・児童委員
- (6) 女性の会
- (7) 小学校PTA
- (8) 中学校PTA
- (9) 子ども会世話人連絡協議会
- ()

構成団体を列記してください。
別表で記載しても構いません。

第2章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長〇名
- (3) 部会長〇名
- (4) 会 計〇名
- (5) 監 事〇名

(役員を選任)

第6条 役員(部会長を除く)は、総会において選任する。

2 部会長は、部会において選任する。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。
- (4) 会計は、本会の出納に関する一切の業務を処理する。

(5) 監事は、本会の会計事務を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、〇年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 部会（委員会、連絡会など、地区の実情に応じて規定してください。）

(部会)

第9条 本会に次の表の左欄に掲げる部会を置く。部会は、それぞれの右欄に掲げる団体等から構成される。（下記の部会、団体等は例示です。）

部 会	団 体 等 (例 示)
防災部会	自主防災会、地域防災指導員、消防団分団、水防団分団・・・
安全部会	地区安全会議、生涯学習推進会(安全教育部)、交通安全指導員、交通安全協会・・・
成人教育部会	生涯学習推進会(成人教育部)、男女共同参画地区推進員・・・
福祉部会	地区福祉推進会、民生委員・児童委員、女性団体、悠容クラブ・・・
環境部会	環境衛生自治推進協会、公園愛護会、ごみマイスター、緑化指導員・・・
体育保健部会	生涯学習推進会(体育保健部)、スポーツ推進委員、健康推進員・・・
青少年部会	生涯学習推進会(青少年育成部)、小中学校PTA、子ども会世話人連絡協議会・・・
・・・	・・・

部会及び国政団体をを列記してください。
別表で記載しても構いません。

2 部会に、部会長1名、副部会長〇名を置く。

第4章 総会

(総会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関であり、構成団体等の代表者（本章において、以下「代表者」という。）をもって構成する。

(総会の機能)

第11条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び事業報告並びに収支予算及び収支決算に関する事項
- (2) 地区別行動計画の策定及び見直しに関する事項
- (3) 役員（部会長を除く）の選任に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5) 役員会に委任する事項
- (6) その他の重要事項

(総会の開催)

第12条 通常総会は、毎会計年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全代表者の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第14条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第15条 総会は、代表者の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第16条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第17条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代表者は、書面をもって表決し、又は他の代表者を代理人として表決を委任できる。

2 前項の場合における第15条及び第16条の規定の適用については、その代表者は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代表者の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

第5章 役員会(正副会長会議、理事会など、地区の実情に応じて規定してください。)

(役員会の構成)

第19条 役員会は、次に掲げる役員で構成する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 会計
- ()

(役員会の機能)

第20条 役員会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第21条 役員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全役員の〇分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(役員会の招集)

第22条 役員会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第1項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集する時は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(役員会の定足数)

第23条 役員会には、第14条から第16条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「代表者」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 会計

(経費)

第24条 本会の経費は、寄附金その他の収入をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第25条 本会の事業計画及び予算は、事項に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第26条 本会の事業報告及び決算は、事項に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第28条 この規約の変更は、総会の議決を得て行う。

第8章 雑則

(情報の公開)

第29条 本会の運営及び事業等に関する情報については、構成団体に対して積極的に公開するよう努めるものとする。

(委任)

規約の細則等を別に定める場合の規定です。

第30条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

(附則)

この規約は、平成 年 月 日から施行する。